

合併の方式は、「編入合併」です。

「市町村の合併の特例等に関する法律」(合併新法)の適用対象となる「市町村の合併」とは、地方自治法第7条の「市町村の廃置分合」または「境界変更」の一形態で、少なくとも1つ以上の市町村数の減少を伴うものを言います。

合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の2つの形態があります。「新設合併」とは、合併するすべての市町村を廃して、新たに1つの市を置く場合を言い、「編入合併」とは、1つ以上の市町村を廃して、その区域を既存の他の市に加える場合を言います。

「新設合併」か「編入合併」とするかは、合併の最も基本的な事項で、その後の協議の土台をなすものですので、優先して議論されるべき事柄です。「新設合併」と「編入合併」のどちらの形態をとるかによって、合併にかかる事務手続き等も大きく変わってきます。

例えば、新設合併では全ての合併関係市町村長が失職し、合併の際に新市町村長を決める選挙が行われ、議会の議員も原則全員が失職しますが、編入合併では編入する市町村の長及び議会の議員の身分は変わらず、編入される市町村長は失職し、編入される議会の議員も原則全員が失職します。

また、「新設合併」と「編入合併」では、その協議に要する日数等や電算システム統合や条例・規則の整備など合併準備費用が大きく違ってきますので、合併関係市町村の規模や形態、合併に向けての経過などの状況を慎重に協議して、合併の形態を選択することになります。今回の小林市と野尻町の合併では、このようなことを総合的に判断した上で合併協議会設置に関する確認書に基づき、合併協議会において「編入合併」を選択しました。

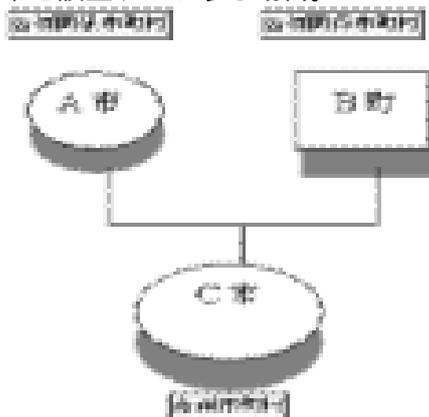
なお、「新設合併」のことを「対等合併」と、「編入合併」のことを「吸収合併」と言われることがありますが、これらは合併の方式や手続きと同義語ではなく、合併協議における関係市町村相互の関係や立場を表すものでもありません。「前は対等合併だから……。」とか、「今回は吸収合併だから……。」というような使い方をすると、合併協議に余計な対立を生んだり、お互いの住民感情を逆なでしたりすることになり、結果的に新市の一体感の醸成を阻害する要因になる場合もありますので、十分ご注意ください。

職員の皆さんは、合併の方式の違いを十分理解していただいた上で、「新設合併」、「編入合併」という使い方をしていただくようお願いします。詳しくは、裏面をご覧ください。

新設合併

2つ以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。

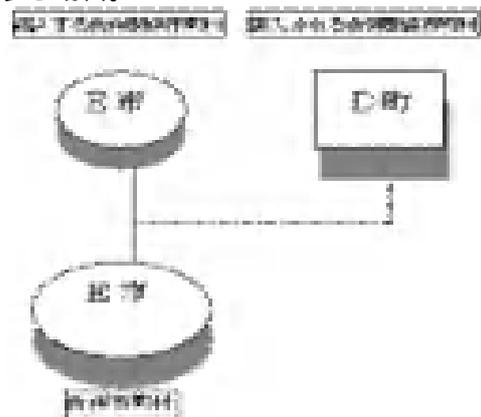
(例) A市とB町を廃して、その区域をもってC市を設置するような場合。



編入合併

市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。

(例) D町を廃してその区域をE市に編入するような場合。



【編入合併と新設合併の比較表】

区 分		編 入 合 併	新 設 合 併
定 義		市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。
法 人 格		編入する市町村の法人格が継続する。	新たに法人格が発生する。
合併市町村の名称		編入をする市町村の名称となる。	新たに定める。
事務所の位置		一般的には、編入をする市町村の事務所の位置となる。	新たに定める。
議 会 議 員	原 則	編入をする市町村の議員はそのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。(ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) 任期は、編入をする市町村の議員の残任期間	合併関係市町村の議員は、その身分を失う。地方自治法に定める定数の議員の選挙(設置選挙)を行い、新議員を選出する。任期は、設置選挙の日から4年
	特 例	合併関係市町村の協議により次の(定数特例制度) 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(在任特例制度) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなるものについて、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。	いずれかによることができる。(定数特例制度) 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(在任特例制度) 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、全員、2年以内の間引き続き在任できる。
農 業 委 員 会 委 員	原 則	編入される市町村の委員はその身分を失い、編入をする市町村の委員はそのまま在任する。	合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。
	特 例	編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10~80人の範囲で1年以内の間在任できる。
特 別 職		編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は失職する。なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は、新たに任命されることになる。
一 般 職 員		編入をする市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入をする市町村の職員として身分を保有する。	引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。
条 例 ・ 規 則		編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。
基 本 計 画 の 作 成		少なくとも、編入される市町村の区域についての基本計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る基本計画を作成する必要がある。

(注1) 農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

(注2) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。